

措置の通知書

青市監第63号関係分

教育委員会事務局

指摘事項	措置状況
<p>【総務課】</p> <p>□歳入の納入の通知に係る納期限は、調定の日から15日以内においてその期日を定めることになっているが、納入通知書の納期限が15日以内に定められていないものがあった。</p> <p><青森市財務規則第40条第2項></p>	<p>□歳入の納入については青森市財務規則第40条第2項の規定に「納入の通知に係る納期限は、法令その他別に定めがあるものを除き、調定の日から十五日以内においてその期日を定めるものとする。」とありますが、行政財産目的外使用料の納付について、財務規則で定める納期限を確認せずに15日を超えて任意に期日を定めていたものです。</p> <p>今後は、適正な納期限について、青森市財務規則の規定を遵守するとともに、担当チームの職員複数名での確認作業を徹底することで再発防止に努めます。</p>
<p>【文化学習活動推進課】</p> <p>□歳入の納入の通知に係る納期限は、調定の日から15日以内においてその期日を定めることになっているが、納入通知書の納期限が15日以内に定められていなかった。</p> <p><青森市財務規則第40条第2項></p>	<p>□歳入の納入については青森市財務規則第40条第2項の規定に「納入の通知に係る納期限は、法令その他別に定めがあるものを除き、調定の日から十五日以内においてその期日を定めるものとする。」とありますが、自動販売機の電気料の納付について、財務規則で定める納期限を確認せずに15日を超えて任意に期日を定めていたものです。</p> <p>今後は、適正な納期限について、青森市財務規則の規定を遵守するとともに、担当チームの</p>

<p>【文化遺産課】</p> <p>□歳入の納入の通知に係る納期限は、調定の日から15日以内においてその期日を定めることになっているが、納入通知書の納期限が定められないものがあった。</p> <p><青森市財務規則第40条第2項></p>	<p>職員複数名での確認作業を徹底することで再発防止に努めます。</p> <p>□歳入の納入については青森市財務規則第40条第2項の規定に「納入の通知に係る納期限は、法令その他別に定めがあるものを除き、調定の日から十五日以内においてその期日を定めるものとする。」とありますが、行政財産目的外使用料の納付について、財務規則で定める納期限を確認せずに期日を定めていなかったものです。</p> <p>今後は、納期限について、財務規則を遵守するとともに、再発防止のため、担当チームの職員複数名での確認作業を徹底してまいります。</p>
<p>【浪岡教育課】</p> <p>□歳入の納入の通知に係る納期限は、調定の日から15日以内においてその期日を定めることになっているが、納入通知書の納期限が15日以内に定められていなかった。</p> <p><青森市財務規則第40条第2項></p>	<p>□歳入の納入については青森市財務規則第40条第2項の規定に「納入の通知に係る納期限は、法令その他別に定めがあるものを除き、調定の日から十五日以内においてその期日を定めるものとする。」とありますが、普通財産の貸付に係る使用料の納付について、財務規則で定める納期限を確認せずに15日を超えて任意に期日を定めていたものです。</p> <p>今後は、適正な納期限について、青森市財務規則の規定を遵守するとともに、担当チームの職員複数名での確認作業を徹底することで再発防止に努めます。</p>